

発議第 4 号

地方公共団体情報システムの標準化に関する意見書について

地方自治法第 99 条の規定により、地方公共団体情報システムの標準化に関し、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、デジタル大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長に対し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

提出者（富士市議会議員）	高橋正典
賛成者（富士市議会議員）	下田良秀
〃（〃）	望月昇
〃（〃）	杉山諭
〃（〃）	太田康彦
〃（〃）	小池義治
〃（〃）	鈴木幸司

地方公共団体情報システムの標準化に関する意見書

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針（基本方針）に基づき、本市はガバメント・クラウドへの標準化システム移行の取組を行っている。国においては、自治体への支援策として、構築経費については全額補助対象としているものの、運用経費については財政措置がなされる見込みはない。

国は運用経費について基本方針において、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すとしているが、新たな回線接続契約や、ガバメント・クラウド運用管理補助者業務等が追加される等、運用経費の肥大化が予想される。本市では、標準化前と比較しておよそ2.6倍、毎年8億円の運用経費が増える見込んでいます。

また、標準化への対応は、全国約1740の団体が一斉にシステムを切り替えることとなるためシステム事業者の技術者のリソース不足等も影響し、本市においても限られたリソースで移行作業等に対処できず、標準化の移行遅延という問題も発生している。移行遅延により、現行システムと標準準拠システムとのデータ連携の構築や運用、並びに延長利用を強いられる現行システムの老朽化対応など追加経費が発生し、過大な財政負担をしなければならない状況である。

さらに、標準化の移行遅延は、厚生労働省が進める医療情報プラットフォーム等、全国的なデータ連携基盤の取組などにも影響を及ぼすこととなり、国民にとっても課題が山積する事態が見込まれている。この問題は、デジタル庁と他の省庁との連携不足が原因と考えられる。

よって、国においては、地方公共団体情報システムの標準化を推進するに当たり、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. デジタル基盤改革支援補助金基準額の算定に当たり、所要経費の再調査を行い、不足する構築費を全額補助対象とし、速やかに通知すること。
2. 従前のシステムと比較して標準準拠システムへ移行したことにより増加する運用経費について、自治体間の不公平が生じないよう地方交付税措置ではなく、直接的な支援となる補助制度を設けること。
3. デジタル庁は、省庁間の調整を強力に実施し、統制の取れた施策を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月9日

静岡県富士市議会



令和7年9月9日

富士市議会

議長 笠井 浩 様

提出者（富士市議会議員） 高 橋 正 典

賛成者（富士市議会議員） 下 田 良 秀

〃 （ 〃 ） 望 月 昇

〃 （ 〃 ） 杉 山 諭

〃 （ 〃 ） 太 田 康 彦

〃 （ 〃 ） 小 池 義 治

〃 （ 〃 ） 鈴 木 幸 司

地方公共団体情報システムの標準化に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。

（提案理由）

別紙、意見書のとおり。